

新宿区では路上喫煙が 禁止になりました

「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」が
平成17年8月1日から施行されました。



「路上喫煙」は、道路において、他人のたばこの煙を吸わされることによる不快感、ぜんそくや化学物質過敏症など健康上の理由でたばこの煙を避けなければいけない人が受ける被害、コンタクトレンズを使用している人に対しては火の粉やたばこの煙による目の痛みなどの被害をもたらしています。また、たばこの火によるやけど、衣服の焼け焦げ、たばこの火が子どもの目の高さであるなど極めて危険な行為であるとともに、ポイ捨ての主な原因にもなっています。

路上喫煙は、本来は喫煙者のマナーの問題ですが、従来型の意識啓発だけでは困難な面もあります。そこで、「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」の一部が改正され、平成17年8月1日から路上喫煙が禁止になりました。

皆様のご協力をお願いいたします。

Q&A

みんなの「なぜ」におこたえします

Q1 なぜ路上喫煙が禁止されるのですか？

A1

路上喫煙に対する苦情や要望が、手紙やメールで年間約100件寄せられました（電話での苦情は含んでいません）。多くの人にとって、受動喫煙やたばこの火による被害は、見過ごすことの出来ない問題になっています。そこで、区民の声委員会をはじめとするこれまでの様々な議論や、多くの方の参加による「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の「宣言」等を踏まえ、パブリックコメント制度を経て、新宿の地域特性にふさわしい、路上喫煙による被害を防止するための条例制定に至りました。



Q2 周りの人に配慮して喫煙すればいいのでしょうか？

A2

問題は、たばこを吸う人と吸わない人の意識のギャップにあるようです。アンケート結果によると、喫煙者の86%が「自分は喫煙マナーに気を遣っている」と答えているのに対し、吸わない人の72%が「喫煙者はマナーに気を遣っていない」と答えています。どうやら「気遣い」の具体的な内容に違いがあるようです。しかし吸わない人の78%が、「喫煙マナーが向上すれば、喫煙者と共存できる」と答えています。

Q3 携帯灰皿を持ち歩いて、吸い殻をポイ捨てしなければいいのですか？

A3

もちろんポイ捨ては禁止ですが、それだけではありません。路上喫煙は、たばこの煙や火による被害も大きな問題なので、単に吸い殻を捨てなければいいということではありません。



Q4 たばこの火を手の内側に向けて持てばいいのですか？

A4

火の問題だけではありません。路上喫煙の大きな問題は受動喫煙（他の人のたばこの煙を吸わされること）です。路上喫煙は、他人のたばこの煙を吸わされることによる不快感、ぜんそくや化学物質過敏症など健康上の理由でたばこの煙を避けなければいけない人への被害、コンタクトレンズを使用している人に対しては火の粉やたばこの煙による目の痛みなどの被害をもたらしています。



Q5 屋外ではたばこの煙は拡散するので、問題ないのでは？

A5

たしかに屋外は密室と異なり、時間がたてば煙は拡散します。しかし、前を歩く人が喫煙した場合、後ろを歩く人は煙を吸わされ続けることになります。歩きながらの喫煙は煙を後ろに残すので、喫煙者本人は気になりませんが、後ろの人の迷惑になります。

Q6

この条例は喫煙そのものが否定されるのですか？

A6

今回の条例は、喫煙そのものを否定するものではありません。通勤時間帯の歩行喫煙率調査によれば、新宿区内の場所によって異なるものの、3~10%程度になっています。成人の喫煙率がおおむね30%ですから、路上で喫煙する人は、喫煙者の1割から3割にすぎません。大多数の喫煙者は、きちんとマナーを守っています。この条例も、マナーを守って分煙化を進めることをめざしています。

Q7

路上喫煙は罰せられるのですか？

A7

罰則を設けている自治体もありますが、新宿区では条例に罰則を設けませんでした。違反者を取り締まることが目的ではなく、人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめていただきたいと考えています。

Q8

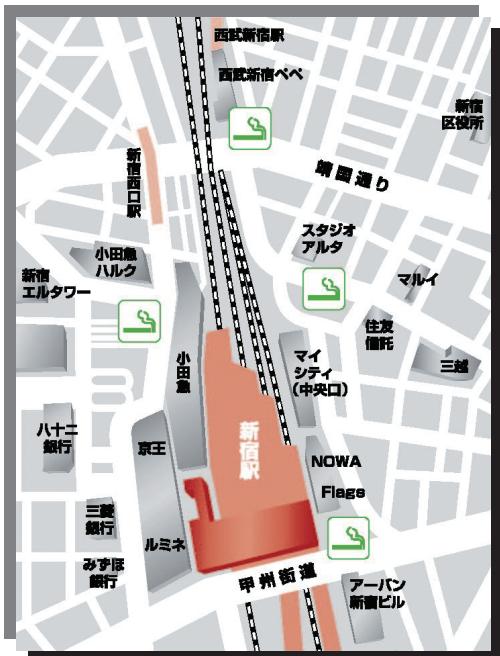
たばこを吸える場所はありますか？

A8

施設の喫煙スペースなどはもちろん喫煙ができますが、道路上は原則として禁煙です。新宿区では、受動喫煙に配慮した場所に喫煙スポットを設置しています。



喫煙スポット



マナーを守って分煙化を進めましょう。

(道路で火のついたたばこを持ち歩かない。ポイ捨てしない。)

ぜんそくの人やたばこの煙が苦手な人、幼い子どもも安心して歩けるまちをめざしましょう。

条例の目的

路上喫煙を禁止することで、受動喫煙やたばこの火によるやけどなどの被害の防止を図り、快適なまちづくりを推進します。

条例の主な内容

1

路上喫煙を禁止します。(特に定められた場所を除く)

* 路上喫煙とは、道路において、歩行中（同一の場所にとどまっている状態を含む。）又は自転車等の乗車中に、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。

2

公園、広場などでは、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせないよう努めることが求められます。

* 受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

3

公園、広場等の管理者は、受動喫煙防止のため、適切な措置を講ずるように努めることが求められます。

4

事業者は、従業員に対し路上喫煙防止のための研修やそのほかの適切な方法により、意識啓発に努めることが求められます。

5

事業者は、施設の利用者が路上喫煙をすることがないよう、周知のために必要な措置を講じることが求められます。

6

たばこの製造・販売者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的な喫煙マナー向上のための意識啓発の実施に努めることが求められます。

【お問い合わせ先】

新宿区環境保全課環境推進係

TEL 03 (5273) 3763

<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp>



古紙パルプ配合率100%再生紙とソイインクを使用しています。